

第 9 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和3年3月15日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第9回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和3年3月15日(月曜日)

午前9時58分開議
午前10時40分休憩
午前10時43分開議
午前11時47分休憩
午前11時51分開議
午後0時20分閉会

本日の会議に付した事件

議案第44号 令和3年度熊本県一般会計予算

議案第48号 令和3年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

議案第52号 令和3年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

議案第89号 熊本県育英資金貸与基金条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 県民を振り込め詐欺被害から守る条例の一部を改正する条例の制定について

議案第96号 権利の放棄について

議案第99号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①新しいくまもと創造に向けた基本方針の策定について
- ②熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ③“緑の流域治水”の推進と復旧・復興に向けた重点10項目について
- ④熊本県教育大綱の改定及び第3期くまもと「夢への架け橋」教育プラン最

終案について

⑤県教育委員会の行政手続等における押印見直しについて

⑥熊本県文化財保存活用大綱について

⑦「県立高等学校あり方検討会」提言(案)について

令和2年度教育警察常任委員会における取組の成果について

出席委員(8人)

委員長 橋 口 海 平

副委員長 岩 本 浩 治

委員 溝 口 幸 治

委員 高 野 洋 介

委員 西 山 宗 孝

委員 松 野 明 美

委員 本 田 雄 三

委員 坂 梨 剛 昭

欠席委員(なし)

議長 池 田 和 貴

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 古 閑 陽 一

教育理事 國 武 慎一郎

教育総務局長 西 尾 浩 明

県立学校教育局長 牛 田 卓 也

市町村教育局長 川 並 満 徳

教育政策課長 井 藤 和 哉

学校人事課長 磯 谷 重 和

文化課長 中 村 誠 希

施設課長 川 元 敦 司

高校教育課長 岩 本 修 一

特別支援教育課長 牛 野 忠 男

学校安全・安心推進課長 重 岡 忠 希

体育保健課長 平 江 公 一
 義務教育課長 竹 中 千 尋
 社会教育課長 須 惠 勝 幸
 人権同和教育課長 井 上 大 介
 警察本部
 本部長 岸 田 憲 夫
 警務部長 植 田 有 佐
 生活安全部長 吉 田 至
 刑事部長 熊 川 誠 吾
 交通部長 平 良 俊 司
 警備部長 中 村 勇 一
 首席監察官 林 秀 典
 参事官兼警務課長 濱 田 聡 朗
 参事官兼会計課長 原 田 聖 哉
 参事官
 兼生活安全企画課長 徳 本 和 浩
 参事官兼地域課長 山 川 潔
 参事官兼刑事企画課長 田 中 淳一郎
 参事官(組織犯罪対策) 松 野 光 昭
 参事官兼交通企画課長 平 木 敏 史
 参事官(運転免許) 村 上 敏 幸
 参事官兼警備第一課長 春 日 克 友
 理事官兼総務課長 井 野 新 輝
 理事官兼交通規制課長 寺 本 和 宏

事務局職員出席者

議事課主幹 山 本 さおり
 政務調査課主幹 小 田 裕 一

午前9時58分開議

○橋口海平委員長 ただいまから第9回教育警察常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることとしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

今回、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、警察本部を前半に、教育委員会を後半に入れ替えて審議を行うこと

としました。

まず、付託議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、岸田本部長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、岸田本部長。

○岸田警察本部長 議案の説明に先立ちまして、一言御礼を申し上げます。

橋口委員長をはじめ委員の皆様には、この1年間、警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただき、誠にありがとうございました。引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回県警察から提案しております3件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

初めに、予算関係でございます。

議案第44号、令和3年度熊本県一般会計予算については、警察費及び災害復旧費で385億6,500万円余をお願いしております。

主な事業について御説明いたします。

まず、「第4回アジア・太平洋水サミット」警備対策事業につきましては、同サミットの安全かつ円滑な大会運営を確保するため、警備諸対策を推進します。

次に、荒尾・玉名地域をモデルとした安全安心なまちづくりモデル事業につきましては、高齢者から子供まで、みんなが安心して暮らせる生活空間の創出を実現するため、荒尾・玉名地域をモデルとして、通学路見守りカメラの設置や個別訪問等を行う声かけ指導員の増強などの施策を実施します。

次に、電話で「お金」詐欺防止のための総合対策事業につきましては、県民の貴重な財

産を守るため、被害に遭う危険性のある方に個別、直接的に注意喚起等を行うコールセンターを設置し、被害の未然防止を図ります。

次に、債務負担行為の設定でございます。

上天草警察署の整備など、令和3年度中に契約し、契約期間が令和4年度以降にまたがる事業について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、条例関係でございます。

議案第90号、県民を振り込め詐欺被害から守る条例の一部を改正する条例の制定については、特殊詐欺の手口が社会情勢に応じて変化していることから、名称を変更するなど、関係規定を整備するものでございます。

議案第99号、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

このほか、その他の事項として、新しいくまもと創造に向けた基本方針の策定について及び熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての2件を報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○原田会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料、付託議案関係で御説明します。

議案第44号、令和3年度熊本県一般会計予算についてでございます。

初めに、9ページをおめくりいただき、末尾の警察本部合計欄を御覧ください。

本年度の欄に記載しておりますとおり、警

察本部合計は、385億6,599万3,000円となり、前年度と比較しますと7億288万9,000円の減額、率にして1.8%の減となっております。これは、阿蘇警察署の移転整備が完了したことに伴い、7億6,200万円余の事業費が減額となったことが主な要因となっております。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、当初予算の内容について御説明します。

まず、上段の公安委員会費でございます。1,067万8,000円を計上しております。これは、公安委員の報酬と委員の活動に要する旅費などの運営費でございます。

次に、下段の警察本部費でございます。308億7,880万5,000円を計上しておりますが、これは、職員の給与など、職員の設置等に必要な経費でございます。

説明欄の主な項目について御説明します。

まず、1の職員給与費ですが、270億327万4,000円のうち、(1)は警察職員の給与費でございますが、令和3年1月1日時点で、定年退職者を除き、在籍している職員数とその給与額を基に積算しております。

(2)は、機動隊員の警備出動に係る時間外勤務手当でございます。

2の退職手当15億6,212万6,000円は、定年、勸奨、自己都合などによる退職見込み人数113人分の支給見込額でございます。

3の警察一般管理費として、18億8,167万5,000円をお願いしております。

(1)は、令和4年4月に熊本市で行われる第4回アジア・太平洋水サミットの安全かつ円滑な開催のための警備諸対策に要する経費でございます。

(2)は、捜査関係書類の作成を効率化するためのソフトウェアの運用に要する経費、

(3)は、職員の赴任旅費や採用業務などに要する経費、(4)は、警察署における女性専用仮眠室の整備などに要する経費、(5)は、警察官の制服等の整備に要する経費でござい

す。

2ページをお願いします。

(6)から(8)までについては、会計年度任用職員の任用、訴訟対応、警察音楽隊などの各種広報活動等に要する経費、(9)から(11)までについては、消耗品費や庁舎光熱水費、行政文書の管理や通送等に要する経費、(12)は、職員の健康診断や公務災害補償など職員の福利厚生等に要する経費、(13)は、警察情報や個人情報の保護などセキュリティーの確保に要する経費や警察WANシステムなど情報ネットワークの運営に要する経費でございます。

4の児童手当4億3,173万円は、中学生以下の子を有する職員に対する支給見込額でございます。

次に、下段の装備費でございます。8億195万1,000円を計上しておりますが、これは、装備資機材の整備や車両、船舶、ヘリコプター等の維持管理に要する経費でございます。

3ページをお願いします。

警察施設費でございます。15億7,206万2,000円を計上しておりますが、これは、警察施設の整備や維持管理に必要な経費でございます。

1の警察施設維持費8億8,517万6,000円は、警察本部庁舎や警察署、運転免許センターなど警察施設の修繕、設備等の保守点検に要する経費でございます。

2の警察施設整備費として、6億8,688万6,000円をお願いしております。

(1)は、上天草警察署庁舎建て替えのための建設工事に要する経費でございます。令和3年度から令和5年度までの3か年で建設工事を行ってまいります。

(2)は、交番及び駐在所のリフォームによる長寿命化などに要する経費でございます。

(3)は、運転免許センターの空調設備更新工事に要する経費でございます。

(4)は、警察施設の整備、改修等に要する経費でございます。御船警察署及び小国警察署の空調設備改修工事、山鹿警察署及び荒尾警察署の壁面改修工事などを行うこととしております。

4ページをお願いします。

上段の運転免許費でございます。10億3,298万1,000円を計上しておりますが、これは、運転免許業務に必要な経費でございます。

1の自動車運転免許費として、9億7,508万8,000円をお願いしております。

(1)は、認知症等の疑いのある運転者の早期発見や高齢者やその家族等に対する専門相談などを行うため、引き続き、運転免許センターに看護師等3人を配置するための経費でございます。

(2)は、運転免許証の作成に係る消耗品や更新窓口等の受付事務委託など運転免許センターの管理運営に要する経費、(3)は、運転免許管理システムの維持管理に要する経費、(4)は、道路交通法の規定に基づく更新時講習や高齢者講習など各種講習の業務委託に要する経費でございます。

次に、2の自動車運転免許試験費として、5,789万3,000円をお願いしております。これは、仮免許学科試験等の実施や運転免許試験車両の購入、維持管理など運転免許試験の実施に要する経費でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費でございます。2,733万5,000円を計上しておりますが、これは、恩給法に基づき、退職警察職員とその遺族に対して支給する恩給と扶助料でございます。

5ページをお願いします。

警察活動費でございます。41億9,903万5,000円を計上しておりますが、これは、県警察各部門の活動諸費や交通安全施設の整備に必要な経費でございます。

1の一般警察運営費として、6億2,069万

5,000円をお願いしております。

(1)は、犯罪被害者等を支援するための経費でございます。新たに遺体修復費の追加及び公益社団法人くまもと被害者支援センターへの補助金の増額をお願いしております。

(2)は、被留置者の食糧費など留置施設の運用に要する経費、(3)は、柔道、剣道等の術科訓練経費など職員の能力向上に要する経費、(4)は、警察活動に要する基本経費で、犯罪捜査など警察活動に必要な旅費、車両等の備品整備費などでございます。

6ページをお願いします。

2の総合治安対策費として、2億5,203万3,000円をお願いしております。

(1)は、外国人犯罪の取締りや来日外国人の安全対策に要する経費でございます。

(2)の被災地防犯アドバイザー事業は、警察官OBを活用した被災者からの相談受理や被災自治体等への助言活動等を行うもので、引き続き豪雨災害の被災者に寄り添った安全と安心の確保に取り組んでまいります。

(3)は、熊本市中心繁華街における防犯カメラの整備等を行うための経費で、安全、安心な熊本の実現と犯罪組織の取締り等を行ってまいります。

(4)は、高齢者や子供を犯罪や交通事故などの被害から守るために、警察官OBと民間業者合計24人体制による通称県警ひまわり隊による個別訪問や子供見守り活動、防犯、交通安全講話などを行う事業でございます。

(5)は、荒尾・玉名地域をモデル地区として、高齢者から子供までみんなが安心して暮らせる生活空間の創出を実現するための施策の効果検証を行う事業でございます。通学路への見守りカメラの設置や運転技能自動評価システムを用いた交通安全教育、高齢者宅の個別訪問等を行ってまいります。

(6)は、統合地理情報システムの運用に要する経費、(7)は、大規模災害等緊急事態の発生に備えた装備資機材の整備に要する経

費、(8)は、電話で「お金」詐欺等の根絶に向けた被害防止活動に要する経費や検挙活動の強化に要する経費でございますが、新たにコールセンターを設置し、捜査過程で押収した名簿登載者へ個別、直接的に注意喚起を行うこととしております。

7ページをお願いします。

3の生活安全警察運営費として、5,549万7,000円をお願いしております。

(1)は、ストーカー行為やDV等の被害者の安全確保及びストーカー行為等をした者を更生させるためのカウンセリングなどに要する経費、(2)は、サイバー犯罪取締りのための捜査資機材の整備や捜査員の能力向上などに要する経費、(3)は、児童虐待事案等への対応強化その他少年の非行防止と保護対策に要する経費、(4)は、防犯ボランティア団体等の活動を支援するための経費、(5)は、産業廃棄物の不法投棄など環境事案対策に要する経費、(6)は、風俗営業や警備業など、生活安全警察に係る許可等事務の業務委託などに要する経費でございます。

4の地域警察運営費として、3億3,428万5,000円をお願いしております。

(1)は、駐在所の運営に協力していただく駐在所員の配偶者等に対する報償費や山岳救助に必要な資機材整備など地域警察の運営に要する経費、(2)は、110番センターの運用に要する経費でございます。

8ページをお願いします。

5の刑事警察運営費として、4億145万8,000円をお願いしております。

(1)は、重要凶悪事件など捜査活動に要する経費や暴力団の壊滅に向けた活動に要する経費及び各種捜査支援システムの維持管理などの経費、(2)は、取調べや犯罪捜査の適正化、証拠品の管理等に要する経費、(3)は、指紋、写真など犯罪鑑識に必要な資機材システムの整備や維持管理に要する経費、(4)は、科学捜査研究所において使用する鑑定用

資機材の維持管理など科学捜査の高度化に要する経費でございます。

6の交通警察運営費として、11億1,037万3,000円をお願いしております。

(1)は、交通安全教育、交通指導取締り、交通事故捜査、違法駐車対策などに要する経費や信号機の電気料など円滑な交通規制の運用に要する経費、(2)は、道路交通法の規定に基づく安全運転管理者講習や交通警察に係る許可等事務の業務委託などに要する経費でございます。

7の交通安全施設費で14億2,469万4,000円をお願いしております。

安全で円滑な交通環境を確立するため、道路の新設や通学路対策などに必要な信号機の新設、改良、道路標識の更新や道路標示の補修、老朽化した信号柱の更新などの整備を進めることとしております。

以上、警察費として、合計385億2,284万7,000円をお願いしております。

9ページをお願いします。

災害復旧費でございます。

警察施設災害復旧費で4,314万6,000円をお願いしております。これは、令和2年7月豪雨で被災した警察施設の復旧に要する経費で、人吉警察署長宿舍の移転建て替え工事等を行うものでございます。

ここまでが警察関係歳出予算に係る説明でございます。

続きまして、10ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

まず、上段の警察関係業務で16億3,717万6,000円の設定をお願いしております。

説明欄に記載しております工事につきまして、業者選定から工事完了まで相当な期間を要することから、設定をお願いするものでございます。

次に、下段の駐在所仮設事務所賃借で683万円の設定をお願いしております。

これは、豪雨により被災した八代警察署坂

本駐在所の仮設事務所として、プレハブをリースするための債務負担行為を設定するものでございます。

予算関係議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○徳本生活安全企画課長 生活安全企画課でございます。

生活安全部からは、県民を振り込め詐欺被害から守る条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

資料の11ページを御覧ください。

今回の主な改正点は、本条例の題名や条文中に使われている振り込め詐欺という言葉が特殊詐欺に改めるとともに、第2条第1項の定義を変更するほか、用語の整理を行い、県民一丸となってより実態に即した被害防止に取り組んでいこうとするものです。

まず、条例の題名変更です。

13ページの第2条第1項の定義、新旧の旧のほうを御覧ください。

旧条例制定時、条例の対象となる手口は、おれおれ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺の4類型で、その総称として、振り込め詐欺という言葉が使われていたことから、条例においてもこの表記を使用したのですけれども、現在では、これが10類型に増えた上、全国共通の言葉として、特殊詐欺という言葉が使われていることから、条例の題名をこのとおりに変更するものです。

なお、この特殊詐欺につきましては、その犯罪が行われるに際して、電話とお金がキーワードとなっている現状から、県警察では、県民に分かりやすいように、電話で「お金」詐欺という言葉で広報啓発を行っているところ、今後も、この点に変更せずに言葉を使い分けることとしております。

次に、定義の変更です。同じく、13ページの第2条第1項の定義、新旧の新しいほうを御覧ください。

さきに題名変更でも説明しましたとおり、現在の手口は4類型から10類型に増えたこと、罪種につきましても、犯行の入り口やその過程は共通するものの、財物等の取得方法によって、詐欺だけではなく、窃盗や恐喝が適用されるケースがありますし、加えまして令和元年頃からは、関東圏で、被害者に電話をかけて資産状況を確認した上で押し入る、いわゆるアポ電強盗が発生していることから、今回、こういった新たな罪種や手口も条例の対象とするように改正するものです。

このほか、条文中の平仮名の「かんがみ」を漢字の「鑑み」に改めるなどの用語の整理を行っております。

なお、施行日につきましては、令和3年3月下旬の公布と同日の施行を予定しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○濱田警務課長 警務課でございます。

それでは、資料の19ページを御覧ください。

議案第99号、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

条例案の概要については、資料20ページで御説明いたします。

今回、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の一部を改正するものがあります。

改正内容については、資料21ページの新旧対照表を御覧ください。

今回の法改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の分類が指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更されたことから、感染症に係る特殊勤務手当について、法改正に合わせて、感染症の名称を変更するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○橋口海平委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○松野明美委員 お疲れさまです。

6ページの5番、安全安心なまちづくりモデル事業についてお尋ねをいたします。

先ほど、岸田本部長の御挨拶の中にも、通学路の見守りカメラの設置を実施しますという御挨拶がございました。子供を持つ保護者としては、非常にうれしく思っておりますが、恐らく人目のつかないところとか人通りの少ない場所を中心にカメラの設置をされるのではないかと思うんですが、何台ぐらい設置される予定なのかを教えてください。

○徳本生活安全企画課長 生活安全企画課です。

台数としては、20台を予定しております。設置場所につきましては、一応、声かけ事案等発生する頻度が高いところ、ここら辺りを選定していこうというふうに考えておりますし、一応目安としまして、1小学校校区に4台、5小学校校区、これを予定しております。まだ、今現在、場所については選定中でございます。

以上です。

○松野明美委員 こちらは、先ほどの御挨拶の中にもありましたが、荒尾・玉名地域をま

ずはモデルとして先に設置をされるということでもよろしいでしょうか。

○徳本生活安全企画課長 そのとおりでございます。

○松野明美委員 子供たちに対する犯罪というのが非常に今多くなりまして、保護者としては、カメラが設置されているということで非常に安心できます。また、登下校中にゆっくりと見守りパトカーで見守ってパトロールをしていただいだけでも、何か見守ってもらっているなという安心感が非常にありますので、どうぞできるだけ早めに、そして県全体に設置をしていただきますと非常にうれしく思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はありませんか。

○本田雄三委員 ちょっと教えていただければと思います。免許証の更新等についてで、ちょっと項目は詳しくは触れてないんですけども、今免許証の有効期限が和暦で表記をしております、更新を忘れる人もいるということで、西暦に置き換えていただくことは、お考えとしてはないかなというところがちょっと数件お問合せがあったものですから、この件でございます。

それと、更新の案内というのは、協会費を払ってなくても全員に来るのかどうか、そこをちょっと教えていただければと思います。

○橋口海平委員長 すみません、多分その表記については、国に関する事なので、答えることが厳しいんじゃないかと……。

○本田雄三委員 そうですね。

○橋口海平委員長 思いますので、2番目についてでもよろしいでしょうか。

○本田雄三委員 はい、結構です。今のは要望ということでもいいかと思えます。

○村上参事官 運転免許参事官の村上です。免許証のほうにあっては、今西暦の併記をしております。

○本田雄三委員 そうですか。

○村上参事官 それと、更新のはがきのほうは、全員のほうにお知らせをしている状況であります。

○本田雄三委員 ということですね。ありがとうございます。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○高野洋介委員 何ページというわけじゃないんですけども、先ほど本部長の趣旨説明と皆様方からの説明の中で、新型コロナウイルスの関係が全く入ってこないんですよ。来年度に対して、新型コロナウイルスの予算自体は入ってないんでしょうか。

○原田会計課長 警察におけます感染症対策措置の予算につきましては、8月補正と9月補正において、総額7,000万余りを措置されております。

2月補正予算では、留置管理や交通指導取締りの現場活動における感染症防止ということで、2,081万ほどの補正予算をさせていただいております。

また、令和3年度の当初予算では、新型コロナウイルス感染症に乗じた詐欺被害や繁華街の空き店舗を狙った犯罪に対応するための

対策経費として、9,145万ほど予算措置を取っておるところでございます。

○高野洋介委員 分かりました。多分、特段出してないが、それぞれの皆さん方の課とか部とかでも対応されているということなので、個別で多分計上されてないんでしょうけれども、そこで1つ皆様方にお尋ねしたいのが、ワクチンが始まっていますよね。医療従事者が今始まっていますけれども、それから多分福祉施設とかいろんな現場に行かれる。そして、一般県民は多分その後になると思いますけれども、警察の皆さん方は、どの場面でワクチンを打たれるのかなというのを一つ懸念しております。

といいますのが、私の母親が施設の理事長をしていますけれども、もしそこで亡くなられた場合に、警察の方が施設に来られます。一応犯罪があったかないのかという確認だと思えますけれども、その際、施設の職員さんたちがワクチンを打った後にでも、皆様方が同時に打ってもらわないと、一般県民と触れ合うときに、一般県民の方々が、打っている人からすると、ええっ、ワクチン打っていないんですかというふうな話になると思います。ですから、警察のこのワクチン対応はどうなっているのかをお尋ねしたいんですけれども、委員長いいですか。

○橋口海平委員長 はい。

○植田警務部長 今御質問をいただきましたけれども、現状では、そのワクチンの優先順位、警察が何番目というのは入ってないというのが現状でございますので、そうしますと、一般の県民の方々と同じような順番にならざるを得ないかなと思っております。

これに関しましては、警察だけで優先順位を上げてくださというのなかなか言い難いところもございますので、我々としては、

なるべく早くというふうには思っておりますけれども、引き続き、順番が回ってきたら、早く職員に接種ができるように努力してまいりたいと思っております。

○高野洋介委員 そこが一番問題だと思うんですよね。やっぱり私は、県警本部の皆さん、優先的に打つんじゃないかと、一般の施設に出入りする職員とか一般の方と触れ合う職員は、個別で優先するような必要があるというふうには思っております。

そこで、皆様方が、どこに要望するのか、誰が順番を決めるのかというのをしっかりそこは精査して、国なのか県なのかということをしっかり精査しながら、私、発信していかないと、非常に困る一般の方々がいらっしゃると思いますので、そこはしっかりお願いしたいと思うんですけれども、そういう動きを今後されますか。

○植田警務部長 委員の御指摘を踏まえて、警察の職員の中でどういう順番で打つかというのは、後は警察についてもなるべく優先していただきたいのは、確認の上、我々としても働きかけてまいりたいと思っております。

○高野洋介委員 そこをしっかりしてもらわないと、医療従事者、福祉施設は受けて、そこに出入りする警察官が受けない、そしてまたプラスして、やっぱり警察というのは、県民の命と安全を守っている立場です。そこにもシラスターが発生したり、蔓延したら、警察行政がもう立ち行かなくなったら、それこそ県民の方々の不安があると思いますので、そこはぜひ優先順位を上げてもらって、しっかり国のほうにも要望をしてもらって、ぜひ県民の安全を守っていただきたいと思っております。要望で構いません。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はございませ

んか。

○西山宗孝委員 高野委員の関連質問なんですけれども、例えば福祉施設の中では、一般の職員に先んじて医療系といいますか、看護師さんあたりを先にやると、外からの病院関係の訪問医療も先にやるということになっているんですよね。

ですから、そのほかで出入りされることがあるとすれば、施設側としては、基本的に入れないんですが、有事の場合、施設内で死亡されたりとか、今お話があったように、そういったときには必ず警察官が入ってこられるわけで、そこはやっぱり大事なところなので、合わせて私どもからもぜひ積極的にこの差別といいますか、優先的にしていただきたいと要望しておきます。

○坂梨剛昭委員 8ページの7番、交通安全施設費ということで、信号機の新設、また、改良ということですが、信号機に関しては、要望箇所が年々増えているかと思うんですが、今現状どのくらいの要望数があるのかということと、また、いろいろ道路標示関係も、新しくインフラ整備もされる中で、撤去する場所も、また、新設する場所もいろいろあるかと思えます。信号機のほうも、今後撤去しなきゃいけないとか、そういった調査はされているのかというのをちょっと2点聞きたいと思えます。

○寺本交通規制課長 まず、信号機の要望については、今大体年間で100基前後いただいておりますけれども、それで、実際、その基準に合う信号機なんかについては、大体15基から20基ほど新規の信号機を造っているという状況でございます。

それと、道路標示の関係は、今ずっと県のほうと調整をしながら、例えば要望がある標示につきましては、緊急にできるもの、これ

を早急にできるような形でやっていくとともに、事前に地域の方からの要望とかあったものについては、計画的に進めていくという検討を令和3年度からは進めていくというところで考えております。

○坂梨剛昭委員 ありがとうございます。

特に、先ほど松野委員の話もあったように、子供の通学路関係でカメラ設置等、そういったのも含めて、子供の通学路関係のところの道路標示とかは、改めてちょっと見直しをしていただきたいなというところが多数あります。

特に、朝の時間とかは、皆さんが通勤関係で急いで行かれるということも含めて、大体地域住民の方はもちろん道路を使ってもいいということですが、その道路を通行するのは、基本的には朝の通学時は通行止めになっている場所のところとかも、その時間帯にぎりぎりになる前に結構急いで車で入って、すごいスピードで行かれるところも、これはかなりあるのかなというふうに思いますので、子供たちの通学路に関しては、朝のそういった見守りをぜひ警察のほうでもしていただきたいなというふうに思いますので、そういったのも、学校関係とか意見を聴きながら、ぜひ対応していただきたいなと思います。これは要望でいいです。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○溝口幸治委員 ページで言いますと、2ページの警察本部費の警察情報ネットワーク運営費から、警察活動費の中でも、例えば活動費の中で6ページの統合地理情報システム、それから7ページ、8ページにかけても、通信指令システムとか各種の捜査支援システムとか、このシステム関係があるわけでありませんが、近年、このシステム関係をいわゆる効率的に、効果的に運用するために統合してい

こうというような流れがあったというふうに思いますが、その辺りの進捗状況と、当然ここに予算が上がっているというのは、統合できなくて各部署で持つべきものが上がっているんだと思いますが、とはいえ、ここは日進月歩の世界で、以前我々が——我々というか、この委員会で過去に視察に行った際も、なかなか縦割りでうまくその情報が共有できてないという課題があったというふうに思いますが、近年、その辺りがどの程度改善されているのかという進捗状況と、もう一点は、他県の視察に行ったときも、要は最後は人材だと、若い頃からそれにたけた職員さんというか、そういう人たちがしっかりそれを運用していくというシステムがあって、いわゆる縦の組織に横串を刺して運用してきたんだという話をよく聞いていましたけれども、その辺り、新しい年度を迎えるに当たって、どんな体制でやられるのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

○濱田警務課長 警務課でございます。

システムに関しましては、それぞれの他都道府県等のいい施策を参考にしながら今システムを組んでいるところで、県警としましては、例えば、システムエンジニアの方を途中で採用したりとか、そういうふうな努力をしております。他県の状況を見ながら、時代に取り残されないように、最先端に行くような、GISとかそういうふうな取り入れながら今現在やっているところで、どの程度進んでいるのかというのはちょっと分からないところですが、先端をなるべく行くように熊本県警として頑張っているところでございます。

人材育成に関しましては、今言いましたように、部門ごとに集まりまして、話をしながら計画的に人材が育成できるように、なるべく個人の負担にならないように組織的な管理をしながら、今人事異動等配慮しながらやっ

ていっているところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員 犯罪の質というか、もう本当に多種多様というか、いろいろな変化、進化をしていきますので、それにやっぱりしっかり対応していくためには、縦の組織にしっかり横串を刺して、情報を共有しながらやっていくことが大事だと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、これで警察本部に係る質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えのため、ここで5分間休憩いたします。

再開は、10時45分からといたします。

午前10時40分休憩

午前10時43分開議

○橋口海平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、付託議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、古閑教育長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

初めに、古閑教育長。

○古閑教育長 橋口委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、この1年間、教育行

政全般にわたりまして熱心に御指導、また、御助言をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、今回提案しております教育委員会関係の後議議案の概要について御説明をいたします。

まず、令和3年度当初予算ですが、一般会計及び特別会計合わせて、教育委員会総額で1,285億9,372万円余をお願いしております。

令和3年度には、今年度策定予定の第3期教育プランに基づき、子供たちの夢を実現する教育を推進するため、学力向上対策や英語教育、ICT教育の推進、県立高校の魅力づくりなど重点的に取り組むとともに、熊本地震や7月豪雨からの復旧、復興、新型コロナウイルス感染症への対応を進めてまいります。

主な事業としましては、まず、市町村立中学校1年生への35人学級編制の導入や児童生徒一人一人の学力と習熟度に応じたきめ細かな支援、指導、教職員の指導力向上の取組などにより、子供たちが夢に向かって挑戦できる確かな学力を育成してまいります。

次に、グローバル人材育成のためのALTの配置や英語検定試験にチャレンジする中高生への受験料に対する補助、熊本を支える産業人材育成事業など、子供たちの夢を広げる各種施策に取り組みます。

次に、熊本市外の高校への入学希望者の増大等を図るための県立高校の魅力化、特色化の推進、ICT教育環境の整備、計画的な特別支援教育施設の整備による教室不足解消、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用等による学校の安全、安心の確保など、新たな時代に対応した子供たちの夢を支える教育環境の整備を進めてまいります。

また、7月豪雨により通学困難となった生徒の通学支援や被災した文化財の復旧、人吉・球磨地域をICT教育の先進地域へ推進

する基本構想策定など、一日も早い復旧と創造的復興に取り組みます。

さらに、新型コロナを踏まえた対応として、小中学校へのスクールサポートスタッフの追加配置や補習等のための支援員を追加配置する市町村への助成、過密乗車を避けるための特別支援学校通学バスの増便などを行います。

このほか、債務負担行為12億8,667万円余の設定についてもお願いしております。

次に、条例等議案関係ですが、熊本県育英資金貸与基金条例等の一部を改正する条例の制定について外1件について提案しております。

最後に、その他報告事項としまして、5件を御報告させていただきます。

以上が今議会に提案申し上げております後議議案等の概要であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の説明資料、括弧書きで令和3年度当初予算等と記載してある資料を御覧ください。

教育委員会の令和3年度当初予算につきまして、各課から主な事業と新規事業を中心に説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、教育政策課の事業について御説明いたします。

説明資料の2ページ上段をお願いいたします。

教育委員会費ですが、974万9,000円を計上しております。

右側の説明欄1、委員報酬の(1)教育委員会委員報酬等は、教育委員5人の報酬に要する経費でございます。

次に、2、委員会運営費の(1)運営費は、教育委員の活動等に要する経費でございます。

中段の事務局費ですが、10億6,894万6,000円を計上しております。

右側の説明欄1、事務局運営費等の(2)熊本県教育情報化推進事業は、県立学校の教育用パソコン等のリースやネットワークの保守管理等に要する経費でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応として、先議で御審議いただいた県立高校へのICT機器の導入等に関し、教員のICT活用スキル向上のための研修費を計上しております。

また、令和2年7月豪雨対応として、人吉・球磨地域等において、ICT教育をより推進していくための基本構想の策定に要する経費を計上しております。

次に、(3)教育振興基本計画推進事業は、教育プランの周知及び推進に要する経費でございます。

次に、下段の教職員人事費ですが、2億2,016万6,000円を計上しております。

右側の説明欄1、教職員住宅建設事業費の(1)教職員住宅建設償還金及び財産処分費は、教職員住宅建設償還金及び廃止住宅の処分に要する経費でございます。

3ページ上段をお願いします。

右側の説明欄3、教職員福利厚生事業費の(1)教職員福利厚生事業は、教職員健康増進事業を行う公立学校共済組合熊本支部に対する助成に要する経費でございます。

次に、下段の教育センター費ですが、1億7,202万5,000円を計上しております。

右側の説明欄1、管理運営費の(1)管理運営費は、教育センターの維持管理及び運営に要する経費でございます。

次に、3、研修事業費の(2)及び(3)の初任者研修は、県立学校及び小中学校の新規採用教員を対象とした研修及び初任者の代替として事業を行う非常勤講師の配置に要する経費でございます。

4ページをお願いします。

恩給及び退職年金費ですが、7,092万6,000円を計上しております。

右側の説明欄1の(1)恩給及び退職年金費は、共済制度発足以前に退職した教育職員本人に対する恩給及び遺族に対する扶助料の支給に要する経費でございます。

以上、総額15億4,181万2,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

各事業の説明に先立ちまして、今回計上しております教職員の給与費につきまして、各課に共通する事項ですので、一括して学校人事課の例で御説明させていただきます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

1段目の事務局費の右側説明欄を御覧ください。

1の職員給与費につきましては、職員の給与について、令和3年1月1日現在の職員に係る給与費から定年等の退職者分を除き、新規採用者や再任用者等の見込額を加えたものでございます。

以下、学校人事課の教職員給与費及び社会教育課、文化課、施設課、体育保健課の職員給与費につきましても同様ですので、当課及び各課からの詳細な説明は省略させていただきます。

それでは、学校人事課の各事業について御説明いたします。

上段の事務局費ですが、事務局職員に係る給与費及び退職手当として、16億1,607万2,000円を計上しております。

次に、下段の教職員人事費ですが、150億9,935万1,000円を計上しております。

右側の説明欄を御覧ください。

主なものとして、1、退職手当や2、児童手当のほか、3、管理運営費です。このうち3、管理運営費の(1)管理事務費に、県立学校学校徴収金等に要する経費を計上しております。学校現場における働き方改革を推進していくため、学校徴収金関連業務のさらなる効率化及び負担軽減を図る必要があります、対応策の検証や今後の検討を行うため、引き続き事務補助員を5校に配置しまして、今後の業務システムの導入に向けた方向性を検討するための経費でございます。

6ページをお願いいたします。

上段の右側説明欄の(5)教育サポート事業にスクールサポートスタッフの経費を計上しております。新型コロナウイルス感染症対策により業務が増加した教員等を支援するため、小中学校に合計213名を配置するための経費でございます。

(6)就学支援金交付等事業は、公立高等学校の高校生に係る就学支援金の支給及び授業料の徴収に要する経費でございます。

また、(7)教員の指導力向上事業は、教員の人材育成や指導力向上を図ることを目的とした県立学校及び小中学校のスーパーティーチャーの配置に伴う旅費や代替の非常勤講師に要する経費でございます。

下段の教職員費ですが、小学校分として378億6,437万円を計上しております。

7ページをお願いいたします。

1段目の教職員費ですが、中学校分として、216億8,918万7,000円を計上しておりますが、このうち右側説明欄の教職員給与費の215億338万4,000円の中で、市町村立中学校の1年生に35人学級編制を導入してまいります。小学校、中学校、いずれも教職員の給与及び旅費でございます。

2段目の教育振興費ですが、県立中学校3

校の運営費として、2,658万6,000円を計上しております。

次に、3段目の高等学校総務費ですが、高等学校教職員の給与費及び学校運営費として、250億595万2,000円を計上しております。

4段目の全日制高等学校管理費ですが、14億2,923万1,000円を計上しております。

8ページをお願いいたします。

1段目の定時制高等学校管理費ですが、2,424万7,000円を計上しております。

2段目の通信教育費ですが、516万円を計上しております。いずれも高等学校の運営費及び教職員の旅費でございます。

3段目の特別支援学校費ですが、特別支援学校教職員の給与費、学校運営費及び就学奨励費としまして、112億98万6,000円を計上しております。

右側説明欄の2、学校運営費の(4)特別支援学校通学バス感染症対策事業は、今年度の新型コロナウイルス感染症対策を継続しまして、特別支援学校の通学バスの過密乗車を避けるために増便するための経費でございます。

以上、総額1,139億6,114万2,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村文化課長 文化課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

文化費ですが、7億3,838万8,000円を計上しております。

右側の説明欄2、文化振興費の(2)美術館分館管理運営費は、美術館分館の指定管理に要する経費でございます。

次の4、文化財保存管理費の(1)文化財保存事業は、国、県指定文化財の保存整備、防災対策を行う市町村等に対する助成でございます。

次に、(2)熊本県被災文化財支援事業は、令和2年7月豪雨の文化財レスキュー事業で

救出した文化財の応急処置、一時保管等に要する経費でございます。

10ページ上段をお願いします。

右側説明欄の(4)装飾古墳館関係経費は、装飾古墳館の管理運営、調査、普及及び企画展開催等に要する経費でございます。

次の(5)装飾古墳館保全計画は、装飾古墳館の保全計画に基づく実習棟の外壁、防水、空調設備等工事に要する経費でございます。

次の(6)鞠智城関係経費は、鞠智城跡の管理運営及び国特別史跡指定に向けた取組に要する経費でございます。

下段の美術館費ですが、2億5,600万8,000円を計上しております。

右側の説明欄2、管理運営費の(1)管理運営費は、美術館本館の管理運営に要する経費でございます。

次に、4、展覧会事業費の(1)展覧会事業費は、美術館主催及び共催の展覧会の開催に要する経費でございます。

次に、5、永青文庫推進事業費の(1)細川コレクション永青文庫推進事業は、永青文庫所蔵美術品の常設展示及び展示する美術品等の調査研究に要する経費でございます。

11ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費ですが、6億5,499万6,000円を計上しております。

右側の説明欄1、社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業及び(2)文化財災害復旧事業(令和2年7月豪雨)は、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨で被災した国、県指定文化財等の復旧に要する経費でございます。

次に、(3)鞠智城跡災害復旧事業は、令和2年7月豪雨で被災した鞠智城跡内ののり面の復旧に要する経費でございます。

以上、総額16億4,939万2,000円を計上しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○川元施設課長 施設課でございます。

説明資料の12ページをお願いします。

2段目の全日制高等学校管理費ですが、2億2,375万8,000円を計上しております。

右側の説明欄1、県立学校施設維持費の(1)高等学校施設維持管理費は、県立高等学校の法定検査など維持管理に要する経費でございます。

次に、3段目の学校建設費ですが、22億7,811万3,000円を計上しております。

右側の説明欄1、県立高等学校施設整備費の(1)校舎新・増改築事業は、熊本工業高校実習棟改築の第2期工事に要する経費でございます。

(2)県立高等学校施設整備事業は、熊本北高校UD改修工事ほか23件に要する経費でございます。

(4)県立学校防災機能強化事業は、避難所となる県立学校の体育館にトイレを整備し、防災機能を強化する経費でございます。

4段目の特別支援学校費ですが、6億3,699万円を計上しております。

右側の説明欄1、施設整備費の(1)特別支援学校施設維持管理費は、特別支援学校の維持管理に要する経費でございます。

(2)特別支援学校施設整備事業は、熊本聾学校特別教室棟空調改修工事ほか11件に要する経費でございます。

13ページをお願いいたします。

以上、総額31億4,330万1,000円を計上しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

上段の事務局費ですが、7,004万円を計上しております。

右側の説明欄1、事務局運営費等の(3)県立高校魅力化きらめきプランですが、これ

は、新規事業で、県立高校の魅力の情報発信を支援する取組や高校間連携等による教育内容の充実、地域と連携した教育活動の推進などに要する経費でございます。

次に、下段の教育指導費ですが、8億4,257万4,000円を計上しております。

右側の説明欄1、指導行政事務費の(3)高等学校等通学支援事業(7月豪雨対応分)は、令和2年7月豪雨により通学困難となった生徒の通学支援に要する経費でございます。

次に、2、学校教育指導費の(2)高校生キャリアサポート事業は、高校生の就職のための求人開拓や就職相談を行うキャリアサポーター等の設置に要する経費でございます。

説明資料の15ページをお願いいたします。

1段目の右側の説明欄(3)のくまもとCOREハイスクール・ネットワーク事業は、令和3年度から国が新たに取組む事業を活用する新規事業で、熊本市内の大規模校と中山間地域の小規模校など、学校間の同時双方向型のオンラインによる遠隔授業の実施や地元自治体等の関係機関と連携、協働する体制を構築し、地域課題の解決等に関する探求的な学びの提供等を行うために要する経費でございます。

(4)のマイスター・ハイスクール事業も、令和3年度から国が新たに取組む事業を活用する新規事業で、産学官連携をマネジメントし、生徒に最先端の技術指導を行うなど、県内企業等の外部人材を活用し、デジタルトランスフォーメーション等に対応できる次世代の地域産業人材の育成に要する経費でございます。

次に、説明欄の3、児童生徒の健全育成費の(1)がんばる高校生県表彰事業は、学業、スポーツ、文化活動等で他の生徒の模範となる高校生等の表彰等に要する経費でございます。

4段目の教育振興費ですが、8億7,651万2,000円を計上しております。

右側の説明欄2、定時制通信制修学奨励事業費の(1)定通教育修学奨励事業は、県立高校定時制及び通信制課程の生徒への修学奨励資金の貸与等に要する経費でございます。

16ページをお願いします。

1段目の右側説明欄の4、高等学校等進学奨励費の(1)奨学のための給付金事業は、経済的理由により就学困難な公立高等学校の高校生に対する給付金の支給に要する経費でございます。

次に、5、産業教育設備費の(1)高等学校産業教育設備整備費は、産業教育の実験実習に必要な設備、備品の整備に要する経費でございます。

2段目の県立高等学校実習資金特別会計繰出金ですが、5,356万6,000円を計上しております。

また、3段目の育英資金等貸与特別会計繰出金ですが、450万円を計上しております。

それぞれ特別会計への繰出金でございます。

17ページをお願いいたします。

熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

上段の農業高等学校費ですが、2億2,896万3,000円を計上しております。

右側の説明欄1、農業高等学校実習費の(2)農業高等学校費(経常)は、農業関係高校における実習運営に要する経費でございます。

次に、下段の水産高等学校費ですが、9,255万円を計上しております。

右側の説明欄1、水産高等学校実習費の(3)水産高等学校費(臨時)は、水産高校における実習船整備に要する経費でございます。

18ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金等貸付金ですが、8億6,258万9,000円を計上しております。

右側の説明欄1、貸付金の(1)育英資金貸付金(大学貸与・修学貸与・緊急貸与)は、高校生等に対する奨学金の貸与に要する経費でございます。

以上、一般会計、特別会計合わせまして総額30億4,802万1,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の19ページをお願いいたします。

2段目の教育指導費でございますが、1億3,813万2,000円を計上しております。

右側の説明欄1、学校教育指導費の(2)ほほえみスクールライフ支援事業は、特別支援学校及び高等学校の児童生徒に対する医療的ケアに要する経費でございます。

次に、(4)発達障がい等支援事業は、発達障害等のある児童生徒への支援に要する経費でございます。

3段目の特別支援学校費でございますが、13億4,469万円を計上しております。

右側の説明欄1、施設整備費の(1)特別支援教育環境整備事業は、特別支援学校6校の施設整備等に要する経費でございます。

次に、2、学校運営費の(1)県立特別支援学校管理運営費は、新設3校及び既存2校の高等部分教室の運営に要する経費でございます。

以上、総額14億8,282万2,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重岡学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

説明資料の20ページをお願いいたします。

教育指導費ですが、3億2,394万2,000円を計上しております。

右側の説明欄1、児童生徒の健全育成費の(3)スクールカウンセラー活用事業は、いじ

め、不登校の児童生徒へ対応するためのスクールカウンセラー配置に要する経費でございます。

(5)のスクールソーシャルワーカー活用事業は、いじめ、不登校の児童生徒へ対応するためのスクールソーシャルワーカー配置に要する経費でございます。

21ページをお願いいたします。

保健体育総務費でございますが、2億4,384万3,000円を計上しております。

右側の説明欄1の学校保健給食振興費の(1)日本スポーツ振興センター事業は、学校管理下における災害共済給付に要する経費でございます。

(2)の防災教育推進事業は、防災教育の推進及び学校防災体制の充実に要する経費でございます。

以上、総額5億6,778万5,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平江体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の22ページをお願いします。

上段の保健体育総務費でございますが、2億5,515万7,000円を計上しております。

右側の説明欄2、学校保健給食振興費の(1)県立学校における健康診断は、県立学校児童生徒及び教職員の健康診断に要する経費でございます。

次に、(2)学校医、学校歯科医、薬剤師等の設置は、児童生徒の健康保持増進のための県立学校における学校医等の設置に要する経費でございます。

下段の体育振興費でございますが、3億1,873万7,000円を計上しております。

右側の説明欄1、学校体育振興費の(1)地域部活動推進事業は、令和3年度から国が新たに取り組む事業を活用する新規事業で、休日の部活動の段階的な地域移行のための実践

研究に要する経費でございます。

次に、2、社会体育振興費の(2)くまもとワールドアスリート事業は、国際大会で活躍する次世代トップアスリートの発掘、育成、強化等に要する経費でございます。

23ページをお願いします。

体育施設費でございますが、8億7,030万4,000円を計上しております。

右側の説明欄1、県営体育施設管理費は、(1)運動公園管理運営費をはじめとして、県営体育施設6施設の指定管理委託等に要する経費でございます。

次に、2、県営体育施設整備費の(1)県営体育施設整備事業は、県営体育施設の計画的な改修等に要する経費でございます。

以上、総額14億4,419万8,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹中義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の24ページをお願いいたします。

教育指導費ですが、4億5,926万2,000円を計上しております。

右側の説明欄1、指導行政事務費の(1)教育事務所運営費は、各教育事務所の運営に要する経費でございます。

2、学校教育指導費の(1)英語検定チャレンジ事業は、外部検定試験にチャレンジする生徒を総合的に支援するための受験料補助に要する経費でございます。

(3)補習等のための支援員配置事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を避け、児童生徒の学びの保障を継続するために必要な学習支援員等の追加配置を行う市町村に対する助成でございます。

(4)ALT活用促進事業は、ALT(外国語指導助手)の効果的な配置、活用による英語教育の充実に要する経費でございます。

(5)学力向上対策事業は、学力向上の推進

及び県学力・学習状況調査の実施に要する経費でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

右側説明欄(9)令和2年7月豪雨被災児童生徒就学支援事業は、令和2年7月豪雨で被災した児童生徒に対する就学支援を実施する市町村に対する助成でございます。

3、教員研修費の(2)指導改善研修事業は、指導が不適切な教諭等の指導力を回復させるための研修に要する経費でございます。

4、児童生徒の健全育成費の(1)学級経営等支援事業は、学級経営や学力に課題を抱える学校への助言を行うアドバイザーの派遣に要する経費でございます。

なお、課計において予算額が前年度から本年度が倍増しておりますのは、ALT活用促進事業等について、所管替えにより当課で計上したことによるものです。

以上、総額4億5,926万2,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○須恵社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の26ページをお願いします。

社会教育総務費でございますが、8億4,194万4,000円を計上しております。

右側の説明欄2、地域・家庭教育力活性化推進事業費の(1)「親の学び」推進事業は、保護者の相談機会の充実や系統的な学習プログラムの普及啓発等に要する経費でございます。

次に、4の社会教育諸費の(3)地域人権教育指導員設置費補助は、地域において人権教育を推進する地域人権教育指導員を設置する市町村に対する助成でございます。

次に、27ページをお願いします。

上段の右側説明欄の(5)青少年教育施設管理運営費は、県立天草青年の家など4つの青少年教育施設の指定管理に要する経費が3億

571万2,000円、保全計画に基づく工事等に要する経費が2億735万7,000円でございます。

(6)の地域学校協働活動推進事業は、地域と学校の連携、協働を推進するための取組を行う市町村に対する助成でございます。

(7)の視覚障害者等の読書環境整備事業は、新規事業でございます。視覚障がい者等の読書環境整備のため、読書バリアフリー推進計画の策定に要する経費でございます。

下段の図書館費でございますが、4億1,969万1,000円を計上しております。

右側の説明欄2、管理運営費の(1)管理運営費は、県立図書館の管理運営全般に要する経費でございます。

3の事業費の(2)くまもと文学・歴史館の運営及び充実は、熊本ゆかりの文学や歴史に関する資料の展示など、くまもと文学・歴史館の運営に要する経費でございます。

(3)の新しい生活様式に対応した県市等連携事業は、新規事業でございます。熊本市立図書館等と連携した図書の貸出し、返却システムの構築に要する経費で、県立図書館の利用に伴う移動距離の短縮や県立図書館内の滞在時間の縮減に向けた取組により、新型コロナウイルス感染リスクの低減を図ることを目的としたものでございます。本年度、熊本市と連携した取組を始めたところですが、来年度以降、熊本市以外の図書館においても順次拡大していく予定でございます。

次に、28ページをお願いします。

上段の右側説明欄の(4)の県立図書館機能保全事業も新規事業でございます。県立図書館の老朽化したトイレの改修に要する経費でございます。

(5)の全国都市緑化フェアに係る特別展の開催も新規事業でございます。全国都市緑化くまもとフェアの開催に合わせた特別展の開催に要する経費でございます。

以上、総額12億6,163万5,000円を計上しております。御審議のほどよろしく願いいた

します。

○井上人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

説明資料の29ページをお願いします。

上段の教育指導費でございますが、652万4,000円を計上しております。

右側の説明欄1の学校教育指導費の(2)各種人権教育研修事業は、教職員の指導力の向上を図るための研修に要する経費及び新型コロナウイルス感染症による偏見や差別の未然防止対策に要する経費でございます。

次に、中段の教育振興費でございますが、1,436万6,000円を計上しております。

右側の説明欄1の高等学校等進学奨励費の(1)高等学校等進学奨励事業は、地域改善対策奨学資金の返還に伴う国庫補助相当分の国への償還金及び未収金回収のための会計年度任用職員の任用等に要する経費でございます。

次に、下段の社会教育総務費でございますが、1,346万9,000円を計上しております。

右側の説明欄1の人権教育振興費の(1)熊本県子ども人権フェスティバル事業は、人権子ども集会の運営に要する経費でございます。

(2)人権教育促進事業等は、人権教育関係団体への事業費補助及び地域人権教育指導員研修会等に要する経費でございます。

以上、総額3,435万9,000円を計上しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○中村文化課長 文化課でございます。

債務負担行為の設定について御説明します。

説明資料の30ページ上段をお願いします。

永青文庫推進事業ですが、これは、永青文庫の寄託美術品であるびょうぶに係る修復費用で、修復に要する期間として令和4年12月

までの期間が必要であるため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○川元施設課長 施設課でございます。

説明資料、30ページ中段をお願いいたします。

熊本工業高校実習棟改築工事ですが、これは、熊本工業高校実習棟改築の第3期工事に備えた既設の実習棟解体等の工事の事業期間を令和3年12月から9か月程度確保する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。工事請負費として、1億7,073万円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の30ページ下段をお願いいたします。

事務機器等賃借ですが、これは、阿蘇中央高校の実習用機材を賃借する期間として、令和10年度までの使用期間を確保するため、債務負担行為を設定するものでございます。使用料として、102万6,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の31ページをお願いいたします。

特別支援教育環境整備事業のうち、15か月程度工期が必要な工事箇所について、債務負担行為を設定するものでございます。

限度額は、荒尾支援学校整備事業が4億2,906万円、かもと稲田支援学校整備事業が2億7,987万9,000円、松橋西支援学校整備事

業が3億9,374万5,000円でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○岩本高校教育課長、高校教育課でございます。

説明資料の33ページをお願いいたします。

第89号議案として、熊本県育英資金貸与基金条例等の一部を改正する条例の制定について提案しております。これは、熊本県育英資金等の貸与に係る延滞利息につきまして、利率の引下げ等を行うため、関係規定を整備するものでございます。

概要につきましては、35ページをお願いいたします。

改正の主な内容につきましては、2点ございます。

1点目が、延滞利息等の利率の引下げでございます。現在の低金利の状況を踏まえ、返還者の負担を軽減するために行うもので、独立行政法人日本学生支援機構等と同様の率に引下げになります。

育英資金及び通学支援奨学金につきましては、6月につき2.5%を1.5%に、修学奨励資金につきましては、年利5%を3%に引下げを行い、施行日を令和3年4月1日としております。

2点目が、計算方法の変更でございます。

現在、育英資金及び通学支援奨学金につきましては、6月ごとに利率の計算をしておりますが、他の団体の多くが日割計算を採用していること、履行期限の翌日から徐々に延滞利息をかけることで、納期限内に納付を行っている者との公平性を担保し、返還の意識を高めること等の理由によるものでございます。

なお、変更には、管理システムの改修や利用予定者への周知等が必要であるため、施行日を令和4年4月1日としております。

説明資料の36ページをお願いいたします。

第96号議案として、権利の放棄について提案しております。これは、育英資金貸与金債権のうち、貸与の相手方と連帯保証人の破産により今後回収の見込みがない2件につきまして、地方自治法第96条の規定による権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

概要につきましては、37ページをお願いいたします。

放棄する権利は、2件を合計して、未償還元金88万8,000円、延滞利息4万8,900円と附帯債権でございます。

本件は、2件とも貸与の相手方と連帯保証人に電話及び文書催告により貸付金の回収努力を行ってまいりましたが、それぞれの両方とも破産法による免責許可決定が確定したことから、今後貸付金の回収の見込みがないと判断し、権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋口海平委員長 以上で教育委員会の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○西山宗孝委員 5ページ、35人学級に伴う教職員の適正配置というのがあると思うんですが、現状で新規の採用であるとか、あるいは再任用であるとか、そういったことで一応対応されるということになるかと思うんですが、この関係で、小規模校については、従来からクラスの生徒数少ないわけでもありませんし、また、学校によっては、加配といますか、多めの教員の配置もされていることも

あります。また、昨年度までのことですが、先生方、常勤、非常勤にかかわらず、病気であるとか長期のお休みとかもあっておりましたので、その辺り含めて、35人学級に伴うその教職員の配置計画はどういったことをされているのか教えていただきたいと思っております。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

中学校の35人学級導入ということで、シミュレーションを幾つかしております。今回、35人学級、中1に関して導入した場合は、学校数が118校ございまして、対象校が32校ということになります。中学ですので、教科で先生が教えるということになりますので、単純に32人担当を増やせばいいということではなくて、一応42名の配置が必要だろうという計算をしております。

一方で、先生御説明がありましたとおり、基礎的な定数に加えまして、加配というのがある程度柔軟に国のほうからつけていただいております。その数は、目いっぱい、うちのほうは国のほうに要望をしまして、例えば、いじめ、不登校あるいは通級指導、先ほどもちょっとあったようないじめとか通級とか、いろいろ困ったことに対する加配、この部分については手をつけずに、それ以外のチーム・ティーチングであったりとか少人数加配ということで、現在176名が来るという形で考えております、国のほうから中学校に関して。このうちの42名を何とか少人数学級のほうに振り替えることで対応ができると、現場の混乱も起きないということで、今回対応していきたいというふうに考えております。

○西山宗孝委員 TTとか、非常にこれまでは学校現場では寄与しておったと思うんですよ。それが実質的には減るような形にもなりますので、そういったところをどうやって

カバーされていくのか、努力についても必要だと思っんですが、いかがですか。

○磯谷学校人事課長 その点につきましては、各市町村の教育委員会あるいは県のほうでも、教育事務所のほうで学校の人事、配置を含めていろいろ検討をしております。

そこは丁寧に各学校の実情を踏まえて、例えば、ティーム・ティーチングで本当に必要な部分、少人数加配で本当に必要な部分というのはなるべく手をつけなくて、一方で、中学の35人学級を実現して少人数による指導ができるのであれば、そちらのほうが良いという部分もありますので、その辺の調整をしっかりと進めております。現時点で、情報としては、特に混乱なく、そこは調整をしながら進めているというふうに認識をしております。

以上です。

○西山宗孝委員 せっかくの少人数学級の制度に移行されていくわけですので、ぜひともそういったところについての、まあやったけれども、こっちでこうだという課題が出ないような形でしっかり検討して進めていただきたいと思っます。よろしくお願ひしておきたいと思っます。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○松野明美委員 お疲れさまです。

教育長の最初の説明の中で、計画的な特別支援教育施設の整備による教室不足の解消を進めるということだったんですが、教室不足といっますと、やはり新型コロナウイルスの感染防止のために密にならないというようなことはあると思っんですが、ほかに児童生徒に対して教室不足による不利な環境といっのはどんなことか、ちょっと教えていただけま

すでしようか。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

委員御指摘の既に教室が足りない数というのが、今回の一般質問の楠本先生のほうから出されたところで、教育長のほうから、普通教室については、令和6年度までにその不足数については解消の予定だということにしております。

現在、その不足分については、2クラスのお子さんを1教室で使ったり、ただし、その2クラスというのは、一般学級の規定で、1クラスの人数は、義務制のお子さんについては6人と。6人以内の範囲の中で2学級一緒に使うみたいなの、そういうふうな使い方をしたり、または特別教室ということで、普通教室ではない目的の教室を教室に改修をして、仮に今応急的に使っております。

少しはやっぱりそういうふうな、普通教室がない状態よりも子供たちには多少窮屈な思っですとか、そういうことはかけているんですが、決して教育の質を落とすようなものではなく、そういう応急措置をしながら、令和6年度までに教室不足の解消に向けてしっかりと教育の質担保はやっていきたいというふうに思っているところす。

以上でございます。

○松野明美委員 分かりました。

一般質問でも、たしか教室不足の数といっるのは、全国でも非常に熊本県は悪いほうだといっこともお聞きしましたので、ぜひ進めていただきたいと思っます。よろしくお願ひします。

以上です。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。

○溝口幸治委員 14ページの高校教育課の県

立高校魅力化きらめきプラン、新規事業で上がっていますけれども、今議会でもそれぞれの先生方から県立高校の在り方については議論がありましたし、我が党も引き続き議論をしていくということになっています。

一般質問等々を聞きながら、最近の——私も長くこの教育行政に関わってきたときに、振り返ってみると、なかなか難しいかなど。例えば、分かりやすく言うと、県立高校と私立高校の授業料の格差を是正するとか、私立高校にも手厚くせろと言いながら、いわゆる県立も私立も一緒の扱いにしろみたいな要望を政治側はやるわけですね。学ぶ子供は一緒なんだからみたいなことで長年やってきていると。それはそれで、その背景には、私立高校や保護者さんや子供たちからの要望があるということで、我々もそうやってくると。しかし、だんだんだんだんそういうものを進めていくと、県も、大分その格差是正には努力をしてもらうということは、限られたパイの予算をそこに費やしていくわけですね。

一方で、今我々は、地域の高校に魅力を持たせんといかぬと、地域から子供がいなくなるんじゃないかと、そういう地域づくりの危機感を持ってそれぞれの先生が質問をしていく。しかし、地方創生の観点からいくと、地方創生って、地域を元気づけようという話と、もう一つは、一極集中を是正しようという話があったわけですね。東京に一極集中する、九州で言うと福岡に一極集中するから、そういうものを地方に分散しましょうという話がある中で、やっぱり熊本市内に公立高校も私立高校もどんどんどんできてくるわけですね。私立は、しっかり理念を掲げて、特に経営ですから、そんな田舎のもうからないところに私立高校が今までの常識からいってできるわけがないので、当然の流れになってくると。

そういう背景を踏まえたときに、ここの県立高校の魅力化きらめきプランの県立高校の

特色、魅力化の推進というか、いわゆる県立高校をどうするかだけ考えていっても——今回も、増永先生でしたっけ、質問の最後のほうで、いわゆる教育委員会だけじゃなくて、これは知事部局の地域振興とか、そういう分野も一緒になって議論をしないといけないという話があったように、これは私立高校にあせろこうせろと我々は言えないんだけど、私立高校があるということも踏まえて、やっぱりしっかり全体を見て議論をしていかないと、なかなかこの特色化とか魅力化というのを追い求めても難しいのではないかなど思っています。

例えばですよ、例えば、これは今からの議論ですから、その一極集中を是正するときに、例えば霞が関から省庁は、例えば文化行政だったら京都にとか、何かできるものは地方に持っていけばいいという議論があったじゃないですか。それと同じように、いや、熊本市は人口でいくと非常に高校多いじゃないかと、だったら、もう県立高校は——私立高校にどこか行けというのは、お願いはできても強制はできませんから。県立高校は、もう熊本市はある程度の数に、いわゆる減にする、いわゆる地方を手厚くする。そして、人、物、金が大事なので、いい先生も地方にしっかり配置をしていくとか、抜本的な何か、教育委員会からはなかなか仕掛けられない議論だと思うんですけども、そういうものをやっぱり一回きっちりやって、そしてあるべき姿を追い求めていくというような議論が必要なのではないかなど思っていますが、現時点で教育委員会が描いているこのきらめきプランの進め方というのがもしあったらお聞かせをいただきたいと思いますし、私が今言ったのは極論もありますので、それに直接答えなくてもいいけれども、そういうものも視野に入れて検討していく可能性があるのかどうか、そこをお願いします。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

今溝口委員のほうからお話いただきました件につきまして、きらめきプランにつきましては、今県立高校の在り方検討会をさせていただいているところでございまして、来月に提言をいただく予定になっております。

その方向性の中で、やはり御指摘をいただいておりますのは、今私立高校のお話もしていただいたかと思うんですけれども、県立高校は、非常に特色ある、あるいは魅力ある取組を行っているんだけれども、情報発信力が弱いのではないかと、そういうようなお話をいただきました。

現在まで、教育委員会も関わりながら県立高校の魅力化を情報発信してきているところではございますけれども、これをやはりそれぞれの学校だけが魅力化を情報発信するのではなくて、教育委員会と一体となって、例えばA高校のところにアクセスした場合、他の関係高校にもアクセスしやすいような形をつくり上げていくとか、そういった形を一つはつくり上げていきたいなというふうに考えているところでございます。

2つ目は、先ほど新規事業のところでも少し似たような話をさせていただいたんですけれども、やはり私立高校と違いまして、県立高校の強みというのは、横串で50校が一体となっているような教育活動に取り組めるというのは、私立高校にない県立高校の強みではないかというふうに思っているところでございます。

したがいまして、高校間連携というのを今現在よりもさらに推進しまして、各学校の教育の内容の充実を図っていきたいというところが2点目でございます。

3点目は、委員のほうからもお話がありましたように、この魅力化を図っていく上で、やはり地元自治体と、あるいは知事部局と一体となって各学校の、まあスクールミッシ

ョンというものがございましてけれども、そのスクールミッション、地域での立ち位置等について明確化していくことが非常に大切ではないかというふうに思っておりますので、各所在地の市町村との関わりにつきましては、学校だけではなくて、教育委員会としても積極的に関わってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員 今説明がありましたので、しっかりやっていただきたいと思っておりますけれども、ちょうど私も子供が高校に進学したりとか卒業したりという時期を迎えて、結構保護者の方とか現場の話を聞く機会が多いのですが、子供たちも、何か定員が割れているのでちょっとやっぱり気合が入らぬというか、もう何か先が見えているというか、そういう安心感というか、そういう風潮もある。一方、現場の先生たちも、やっぱり気合が入らないというか、やっぱりやる気のある生徒とやる気のある先生がいるからこそ高みを目指していくんだけれども、何かそのバランスがうまく取れてないのではないかと思います。

我々がこの議場でしっかり議論することも大事なんですが、やっぱり現場で働く先生方あるいは子供さんが行っている人とか、そういう現場の人が本当に魅力を感じるのはどういう状況なのかと併せて、この熊本の、いわゆる熊本市以外のところがしっかりと活力を維持できるようにするにはどうするのかというところが大事だと思いますので、その点踏まえてしっかり対応していただきたいと思っております。

以上です。

○高野洋介委員 魅力化の話が出ましたけれども、恐らく皆さん方が感じている魅力化のつくり方と子供たちが考える魅力化、また、

保護者が考える魅力化というのは、それぞれ魅力が違うんですね。ですから、私、魅力化、魅力化と言われて一番ぴんときているのが、例えば、この学校に行ったら自分の夢であるこの夢をかなえられるとか、そういったところに近道になるような学校を特色のある形で作ったほうがいいんじゃないかなと思っております。

私が中学校のときに、ある学校に行くと看護師になれる確率が非常に高かったです。そういう学校が今はもう全く——今まだありますけれども、そういった魅力が今感じられないんです、地元で。ですから、そういった特色のある学校にして特化しないと、恐らく勝てないでしょうね、私立には。

ですから、先ほど溝口先生がおっしゃいましたような、抜本的にもう何もかも考えて、やっぱり洗いざらい考えていかないと、この魅力化というのは成立しないと思いますので、そういったところをぜひお願いいたします。

それと、続けていいですか。

学校人事課に要望なんですけれども、これだけ県立高校、特に郡部の専門の農業高校とか工業高校が、ここまで定員が割れています。けれども、例えば農業高校だったら、定員が下がってもやらなければいけない農地整備とか、そういったことは変わりません。生徒が1人になろうと50人になろうと、例えばイグサ刈りですけれども、イグサ刈りするのは一緒なんですよね、敷地も一緒、物も一緒。ただ、生徒がいない分、一番負担かかっているのが専門の担当の先生たち、この方々が非常に困っていると聞きます。もう年がら年中休みなしに農場に来て、いろいろ手入ればせないかぬということがありますので、そういった加配とかもしっかり視野に入れてもらって、定員割れしようがしまいが、しっかり農場の整備はできるというような環境整備をぜひつくっていただきたいと思っていま

す。

これはもう答弁は要りません。要望で構いませんので、お願いいたします。

○古閑教育長 今高校の魅力化について、溝口先生と高野先生から御意見ございましたけれども、私も、基本、やっぱり地域に住む子供たち、保護者たちのニーズ、要は選んでもらえるような高校をどうつくり上げていくかというのが一番大事じゃないかなと思っております。

我々も、今回のいわゆる提言をいただくに当たってアンケート調査していますが、やはり子供たち、保護者両方とも、高野先生もいみじくもおっしゃいましたけれども、将来、自分たちの進路、いわゆる就職なり、進学にしろ、どういう形でそれを実現してもらるかというのにやっぱり一番関心が高い。特に、最近では、ICTとかグローバルとか、そういった視点も非常に興味を持っていらっしゃるというようなことが分かっておりますので、やはりそれを各地域でどこまで、どういう形で実現をしていくか。

どうしても小規模校になると、先ほど高野先生もおっしゃいましたように、ある程度特化はせざるを得ないと思っております。ただ、そうになると、いろんな子供たちのニーズに全て応えられるかということ、その部分がまた難しい面もあります。

ですから、そこら辺のバランスをどううまく取っていくのか。例えば、人吉・球磨地域とか八代地域全体でそのバランスを取っていくのかとか、いろんな考え方が出てくるかと思っておりますので、そこをしっかりとやっぱり、これからは地元も入っていただいて、市町村含めてですけれども、自分たちの高校の在り方、存在をどうしていくのかということをしつかり議論していきながら進めていきたいというふうに思っています。

あと、私どもも、今回、高校はやっぱり地

方創生の核の一つとして位置づけておりますので、そういった視点で、子供たち、保護者以外に、地方、地域にとってどうあるべきかというような視点も入れながら、しっかり議論していきたいと思っております。

大変難しい課題ですけれども、一緒になって検討を進めていければというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○橋口海平委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えのため、ここで約5分間休憩いたします。

再開は、11時52分からといたします。

午前11時47分休憩

午前11時51分開議

○橋口海平委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第44号、第48号、第52号、第89号、第90号、第96号及び第99号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が7件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思っております。

それでは、報告をお願いします。

○植田警務部長 それでは、私から、今議会に提案しております新しいくまもと創造に向けた基本方針と関連する第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略について御説明いたします。

基本方針は、総務常任委員会での付託審議となっておりますが、県政全般に関する取組を記載しておりますので、当常任委員会におきましてもその概要を御報告させていただきます。

それでは、お配りしております資料のうち、A3の「新しいくまもと創造に向けた基本方針(案)」及び「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」概要を御覧ください。

この基本方針は、蒲島県政4期目の基本方針として、令和5年度までの期間で重点的に推進する取組の方向性を取りまとめたものでございます。

資料、左側の基本理念でございますが、「熊本地震と令和2年7月豪雨からの創造的復興を両輪に、新型コロナウイルス感染症による社会の変容を見据え、持続可能な「新しいくまもと」を創造する」としております。

この基本理念の実現に向け、理念の右側の4つの柱により施策を展開してまいります。

また、今般、SDGsの理念である誰一人取り残さない持続可能な社会づくりの視点が極めて重要となっており、今回の基本方針では、SDGsの理念に沿った取組を推進して

まいります。

なお、下段にありますとおり、球磨川流域における緑の流域治水の推進、水俣病問題などについても、引き続きしっかりと対応してまいります。

資料、右側に参りますが、基本方針の4つの柱に沿った具体的な施策については、第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載しております。

また、総合戦略に掲げた各施策の着実な推進に向け、PDC Aマネジメントサイクルによる成果重視の県政運営や市町村と連携した地方創生の推進に取り組んでまいります。

最後に、本日御説明した基本方針等の案は、パブリックコメント、また、熊本県地方創生会議の皆様からの意見等を踏まえ、作成しております。

基本方針と総合戦略につきましての説明は以上でございます。

○濱田警務課長 警務課でございます。

熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

お手元の別つづりの資料を御覧ください。

本件につきましては、県関係の条例を一括して改正するものであり、総務常任委員会において審議されることから、報告事項としております。

この条例は、文書への押印の見直しに伴い、関係規定を整備するものであります。

この中において、警察本部が所管する熊本県公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例及び熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例に定める宣誓書の様式への押印を廃止することとしております。

施行日につきましては、令和3年4月1日となっております。

これに関連しまして、本県警察の行政手続等における押印見直しについても御説明いた

します。

資料の一番最後のページを御覧ください。

本件につきましては、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正に準じたものであることから、同じく報告事項としております。

警察庁が所管する内閣府令及び国家公安委員会規則につきまして、昨年12月28日付で関係規定が改正され、国民からの申請等に係る書類に押印等を求めないこととされました。

これに伴い、本県警察におきましても、住民負担の軽減や利便性の向上を目的に、県民からの申請等に係る書類に押印等を求めないこととする所要の改正を行い、本年1月22日付で施行しております。

説明については以上でございます。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

お手元の説明資料、括弧書きでその他報告事項と記載してある教育委員会の資料を御覧ください。

説明資料の1ページをお願いします。

令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランの緑の“流域治水の推進”と復旧・復興に向けた重点10項目について御説明させていただきます。

なお、本件については、企画振興部球磨川流域復興局から総務常任委員会に報告されますが、県政全般に関する内容になりますので、当常任委員会においても御報告させていただきます。

令和2年7月豪雨からの復旧、復興については、昨年11月24日に復旧、復興プランを策定し、治水、防災対策や住まい、なりわいの再建など、一日も早い復旧、復興に向けて、県庁一丸となって取り組んでいるところであります。

これらの取組を着実かつ迅速に進めるため、熊本地震と同様に、緑の流域治水の推進と復旧・復興に向けた重点10項目を選定し、

ロードマップを作成しました。今後、このロードマップを基に取組の進捗管理を行い、復旧、復興をさらに加速させてまいりたいと考えています。

資料、左側の項目欄を御覧ください。

復旧・復興プランの取組の中から、堆積土砂の撤去や住まいの再建など、住民の方々や流域市町村などから特に要望が多かった項目であり、かつ安全、安心の確保及び生活再建に直結する項目を重点10項目として取りまとめております。

中央には、年度ごとの取組内容をロードマップの形で記載し、右側の欄に、令和5年度末までに到達するイメージを記載しています。

左の番号の①から③までが、堆積土砂の撤去や治山、砂防、防災のソフト対策など、緑の流域治水の取組になります。

番号の④、⑤は、住まいの再建やまちづくり、集落再生に向けた取組になります。

2ページ、2枚目をお願いいたします。

番号の⑥、⑦は、事業者や農林漁業者などのなりわいの再建に向けた取組になります。

番号の⑧、⑨は、国道219号線、橋梁、鉄道など、交通インフラの復旧、復興に向けた取組になります。

番号の⑩は、人吉温泉や球磨川下り、球磨焼酎など、観光や地域資源の復旧、復興に向けた取組になります。

3ページ、3枚目をお願いいたします。

こちらは、重点10項目のような進捗管理を行うものではありませんが、プランに掲げる持続可能な地域の実現に向けた将来ビジョンの主な取組について、5年、10年という中長期的な取組の方向性をお示ししております。

先ほど御説明した重点10項目を着実に進めながら、併せて道路、通信網の強靱化や緑の産業、雇用の創出、ICTを活用したまちづくり、魅力ある学校づくり、球磨川流域大学構想など、持続可能な地域の実現に向けた中

長期的な取組を進めてまいります。

今後、重点10項目を中心として、復旧、復興の取組の進捗状況については、適宜議会に御報告させていただくとともに、県民の皆様にも広くお知らせしてまいります。

緑の流域治水の推進と復旧・復興に向けた重点10項目についての説明は以上です。

続いて、説明資料の4ページをお願いいたします。

熊本県教育大綱の改定及び第3期くまもと「夢への架け橋」教育プラン最終案について御報告いたします。

まず、熊本県教育大綱の改定ですが、大綱とは、資料、上段にありますとおり、教育、学術及び文化の振興についての目標や施策の根本となる方針であり、あらかじめ知事と教育委員会で構成する総合教育会議において協議の上、知事が策定するものでございます。このため、知事の任期に合わせて改定することとしております。

資料、左側に掲載しております本議会に上程中の新しいくまもと創造に向けた基本方針及び昨年11月に策定された復旧・復興プランを踏まえて改定案を作成しております。

新たな大綱は、新しいくまもと創造に向けた基本方針の下で進める本県教育施策の基本方針であり、対象期間は、令和2年度から令和5年度までと考えています。

資料、中央を御覧ください。

これまでの大綱から継続し、子供たちの夢を育む熊本の人づくりと夢を支える教育環境の整備に沿って整理をしております。

まず、子供たちの夢を育む熊本の人づくりについてです。

ここでは、夢実現のための生きる力の育成、ふるさとを愛する心を持つグローバル人材の育成、社会に貢献できる人材育成の3つの柱を掲げております。ICT教育日本一や英語教育日本一などを盛り込んでいます。

次に、夢を支える教育環境の整備について

です。

ここでは、災害からの復旧・復興、安全・安心に学び、信頼される学校づくり、貧困の連鎖を教育で断ち切る、学校・家庭・地域・行政・子供の連携・協働、スポーツの振興の5つの柱を掲げております。学校施設等の復旧や県立高校の魅力化などを盛り込んでいます。

大綱の改定については、去る2月15日に総合教育会議を開催し、知事と教育委員による協議を行いました。今年度中に知事決裁により改定を予定しております。

なお、大綱案の本文につきましては、次の5ページに掲載しております。改定箇所を網かけをし、アンダーラインを引いておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、第3期くまもと「夢への架け橋」教育プランについて御報告いたします。

説明資料は、前の4ページにお戻りください。

資料の右側に記載しておりますとおり、教育プランは、国の教育振興基本計画を参酌して策定する本県教育振興に係る基本計画でございます。また、本県の教育大綱に沿って、教育施策をより具体化させるために策定する計画でもあります。

教育、子育て、文化、スポーツ等の全庁的な施策が対象です。「夢を実現し、未来を創る熊本の人づくり」を基本理念とし、夢を実現する重点取組として10項目を掲げ、推進してまいりたいと考えております。

別冊でお配りしておりますのが最終案でございます。11月議会の本常任委員会で御報告申し上げた後、パブリックコメント、外部の有識者会議や教育委員会での協議を経た案でございます。近日中に知事決裁により策定を予定しております。

教育大綱及び第3期教育プランについては、策定後、関係機関への通知や県ホームページへの掲載など周知を図り、しっかりと取り組んでまいります。

プランについての説明は以上です。

続きまして、説明資料の6ページをお願いいたします。

県教育委員会の行政手続等における押印見直しについて御報告いたします。

まず、1の押印見直しの必要性ですが、2つ目の丸にありますように、行政手続における押印見直しは、住民負担の軽減や利便性向上を図るとともに、申請手続のオンライン化につながる取組であることから、教育委員会におきましても全庁的に見直しを実施したところでございます。

次に、2の押印見直しの結果等を御覧ください。

1つ目の丸にありますように、(1)の住民や事業者から提出される申請、手続等の行政手続と、それから(2)の職員から提出される申請、届出等の内部手続、これらの手続に関して、押印を求めている規則や規程、要綱、また、慣習により押印が行われているものについて、廃止可能なものは令和2年度内に廃止することとしております。

2つ目の丸に、押印見直しの検討結果をお示ししております。

対象となる手続337件のうち、廃止済みまたは廃止の方向として整理したものが327件で、全体の97%、残る10件は存続としておりますが、いずれも国が押印の取扱いを示しているもので、今後国の動きに合わせて見直しを検討していくこととなります。

教育政策課からの報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中村文化課長 文化課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

熊本県文化財保存活用大綱について御報告いたします。

11月議会の本委員会におきまして、熊本県

文化財保存活用大綱の素案について御説明させていただきました。その後、有識者会議での議論や12月から1月にかけて実施しましたパブリックコメント等を踏まえまして、熊本県文化財保存活用大綱を策定いたしましたので、御報告いたします。

別冊として大綱本体をお配りしておりますが、本日は、このA3の概要版を使用しながら、特に大綱において中心部分となる第4章、5章を中心に御説明申し上げます。

資料の右上になりますが、第4章、文化財の保存、活用を図るために講ずる措置として、県が自ら取り組むことを示しております。

大綱では、文化財を次世代につなげていくための取組について、文化財をまもる、活かす、伝える、人・組織を育てるという4つの要素で整理しており、以下それに準じて御説明申し上げます。

まず、「まもる」では、文化財を守る意識を醸成することをはじめとし、指定等による保護措置の推進、悉皆調査の実施や3次元計測による記録作成等の取組等を通じて、地域全体で文化財を守る意識を高め、確実に保存し、次世代につないでいくことを示しております。

続いて、「活かす」では、学校、社会教育と連携した文化財の活用を推進するとともに、観光、まちづくり等における関係他部局との連携強化を図り、文化財の観光振興、地域活性化の活用を促進して、豊かな心を育み、地域の活力を生み出す取組を進めることを示しております。

また、「伝える」では、文化財に触れ、知る機会を創出し、情報発信を進めるとともに、子供たちや地域住民に文化財の価値を知ってもらうことを通じて文化財の関心を高め、その価値を伝えることを示しております。

最後に、「育てる」では、文化財専門職員

としてのスキルアップのほか、次世代の文化財保護を担う人材の育成等によって文化財を守り、生かし、伝えるための人材確保と能力向上を推進することを示しております。

続いて、資料の右下になりますが、第5章では、これらの4つの要素に沿った県内の市町村への支援の方針を示しております。

「まもる」では、文化財を守る意識醸成のための取組ノウハウの伝達や文化財指定等に向けた調査への助言等について、「活かす」では、文化財活用事例集、助成等の支援メニュー一覧の作成やワークショップ等の機会提供について、また、「伝える」では、文化財の公開に関するノウハウの伝達やホームページ等による県内の文化財情報の効果的な発信について、そして、最後に「育てる」では、市町村職員向けの研修の充実とともに、文化財専門職員未配置の市町村への支援等について取り組んでまいります。

最後に、資料、右下に第6章として、防災及び災害発生時の対応について示しております。

ここでは、特に、本県が平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨等の災害において文化財に大きな被害を受けたことから、それらの経験に基づいた文化財を守るための対応を3期に分けて整理しております。

まず、平時においては、文化財の所在等の把握や災害リスクの把握と周知を図ります。また、災害発生時には、情報収集や緊急的な保護対策のほか、被災文化財救出や職員派遣を実施します。その後の復旧期においては、災害復旧方法の検討や発掘調査支援、情報発信等に取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○岩本高校教育課長 高校教育課でございます。

「県立高等学校あり方検討会」提言(案)に

ついて御報告いたします。

説明資料の8ページをお願いいたします。

県立高等学校のあり方検討会につきましては、11月議会の本委員会において、第2回会議で取りまとめられました中間報告の案を説明させていただいたところでございます。

1月27日に第3回の会議を開催し、提出いただく予定の提言案について協議が行われました。

本日は、その内容について御報告いたします。

なお、3月25日に4回目の会議を開催し、最終的に提言をまとめていただいた後で、教育長に対して御報告いただく予定でございます。

1の再編整備終了後の県立高校の状況ですが、定員割れが進行している一方で、令和9年までは中学校卒業生数が下げ止まりであることから、令和3年度から令和6年度までの4年間は、新たな再編統合は行わず、高校の魅力化に注力することとされています。

2では、提言のポイントを4つ記載しております。

1つ目は、県立高校の再編統合は行わないこととございます。魅力化の取組期間中は、これまでの適正規模の考え方は一旦留保し、再編統合は行わないとされております。

2つ目は、県立高校の魅力化に徹底的に取り組むこととございます。定員割れが大きい熊本市以外の高校を中心に、下の3に挙げている魅力化に取り組むこととされています。

3つ目は、各県立高校において、地域と連携、協議を進めていくこととございます。学校運営協議会等を活用し、地域と連携して、スクールミッションや魅力化の推進を協議していくことやその際必要な学科改編や募集定員の見直しを実施することが掲げられております。

4つ目は、引き続き検討していくこととして、大規模校の学級減、通学区域の拡大、入

学者選抜の学区外枠の拡大が掲げられております。

3では、魅力ある学校づくりに向けた取組の7つの方向性と14の取組について記載しております。

11月に御説明した中間報告とほぼ同一の内容でございますが、地域との連携の重要性に鑑み、ローマ数字のⅢの地域の期待に応える魅力ある学校づくりの推進が独立した項目になっております。①から⑭の事業については、変更はございません。

最後に、4の今後の進め方ですが、あり方検討会の提言を踏まえ、県教育委員会及び各県立高校において、学校運営協議会等の場を活用しながらスクールミッションや魅力化に向けた検討を行い、学科改編、募集定員の見直し等の必要な取組を進めてまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○橋口海平委員長 以上で報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

今の報告に係る質疑はありませんか。

○松野明美委員 教育委員会のほうに。こちらの教育委員会資料の4ページの資料の中央です。

子供たちの夢を育む熊本の人づくりということで、1番、夢実現のための生きる力の育成という中で、ICT教育日本一という項目がございますが、ICTを活用して何か教育の環境を日本一にするということだと思っておりますが、具体的にどういうことかを教えてください。

○井藤教育政策課長 教育政策課でございます。

ICT教育日本一というのを、今回、基本方針の1つ目の夢を実現するための生きる力を育成しますという中に位置づけをさせてい

ただいております。

具体的に、ICT教育、実際にはハード面の整備とそれからソフト面の取組と、単純にICTの機器を整備するだけではなくて、実際にそれに対応した教職員の資質の向上であるとか、そういったところの取組もしっかりやっていないといけないと思っておりますが、1つの指標としまして、第三者機関である日本教育工学協会が示した学校情報化認定制度というのがございます。実際、その学校情報化認定制度の中には、学校における情報化の推進体制ですとか、あるいは教科指導におけるICTの指導力であったりとか、そういった個別の項目が4項目ぐらいございます。校務の情報化であったりとか。そういったそれぞれの項目について、一定レベル以上にあると認められたところについては、その学校そのものは優良校というふうな認定を受けまして、例えば、同一の市町村内の8割以上の学校がそういうふうな優良校に認定されると、その市町村全体が先進地域というふうな認定を受けます。

これについては、実は教育プランの中で指標として位置づけておりまして、この令和5年度までの3年間で、県下の44市町村において、その先進地域を目指していくと、あるいは県立高校については、県立高校全体の8割以上が優良校に認定されると、県全体として先進地域というふうな認定を受けますので、そういったことを今後3年間で目指していきたいということでございます。

○松野明美委員 詳しく説明いただきましてありがとうございます。よく理解をいたしました。

ぜひその日本一を目指すということとともに、これから取り入れていただきたいことが、1人1台の端末の配付が進んでおりますが、今までできなかったことができるようになると思います。そういうことで、よく子供

たちが持ってまいります、いじめのアンケートとかを持ってきまして、でも、なかなかそのアンケートでいじめや虐待、また、特に今気になりますのが、教員の女子児童に対するわいせつ行為とかが非常に気になりまして、ぜひその端末を使いましてリアルタイムに毎日自分の心境とかを検知できるような、そういうアプリとかがもしありましたら、導入していただきますと、少し何か減ってくるのではないかなというような気がいたしますが、その辺りぜひよろしくお願ひしたいんですが、もし何かありましたらお願ひいたします。

○井藤教育政策課長 今年度中に、義務教育、それから県立高校については——県立高校については来年度の中途までになるんですが、1人1台端末を導入していくということで、その中には、例えば、先生と生徒との間でアンケートのやり取りをしたりとか、そういった個別のいろんなソフトが入っておりますけれども、そういったものを活用しながら、そういった個別の課題に対して対応できるのかどうかということについても、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○松野明美委員 ぜひよろしくお願ひします。

○橋口海平委員長 ほかにございませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和2年度教育警察常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり、案を作成いたしましたので、御説明いたします。

この常任委員会における取組の成果は、今

年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から取組が進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部と協議をし、当委員会としては、9項目の取組を挙げた案を作成いたしました。

ここに挙げた項目は、いずれも委員会審議により取組が進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等が続けられておられますが、これらの項目を特に具体的な取組が進んでいることとして取り上げました。

それでは、この案につきまして、何か御意見等はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 では、この案でホームページへ掲載したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、文言の整理、修正があった場合は、委員長一任ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他で委員から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、ないということでございますので、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第9回教育警察常任委員会を閉会します。

午後0時20分閉会

○橋口海平委員長 なお、執行部において、本年3月末をもって退職される方が本日7名

出席されております。7名の方々に一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますので、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 それでは、まずは警察本部吉田生活安全部長からお願いいたします。

（吉田生活安全部長～川並市町村教育局長の順に挨拶）

○橋口海平委員長 お疲れさまでした。

それでは、最後の委員会でありまして、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、岩本副委員長をはじめ委員の皆様方、そして執行部の皆様方、本当にありがとうございました。

そして、本日御退職をされる皆様方、本当に長い間お疲れさまでした。これからも、熊本県勢発展のために、ぜひ様々な面からアドバイスをいただければと思っております。

そして、何より今年1年間、皆様方におかれましては、コロナで生活が一変する、そういう影響で、様々な事業にも影響が起きてきたと思います。そういったときでも、素早い対応、また、7月豪雨の際にも素早い対応をしていただき、本当にこの1年間、事業ができる場所はスムーズにいったのではないかと思います。

これからもこういったことは続いてくるのではないかと思っておりますので、これからもやはり安心、安全を守っている皆様方、そして子供の未来をつくっていく皆様方においては、いかなる場合でも素早い対応ができる対応をお願いしたいと思っております。

そしてまた、皆様方におかれましては、本来であれば、懇親を深める場だったり、視察だったり、そういったことを企画しようと思っておりましたが、なかなか皆様方の執行部のほうの性質上、そういったことが厳しい面がございましたことに関しまして、おわびを

申し上げたいと思います。

これからも、県勢発展のために私も頑張っ
てまいりますので、御指導のほどよろしくお
願い申し上げます。

最後になりましたが、委員各位並びに執行
部の皆様、今後ますますの御健勝と御活躍を
祈念いたしまして、簡単ではございますが、
御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

副委員長からも御挨拶をお願いいたしま
す。

○岩本浩治副委員長 それでは、一言御挨拶
をさせていただきます。

この1年間、橋口委員長の下で委員会運営
に努めてまいりました。この1年間、各委員
の皆さん方には大変お世話になりまして、御
指導、御鞭撻を賜りましたことを大変ありが
たく、感謝申し上げる次第でございます。

また、執行部の皆さん方におかれまして
は、真摯に対応していただき、心から感謝を
申し上げます。

教育警察常任委員会ということで、この1
年間、初めての教育警察に常任委員として対
応させていただきました。分からない中で、
熊本県の執行部の皆さん方のお力で、この1
年間で少しは分かってきたかなというふうに
思っておるところでございます。

今後とも、皆さんとともに、熊本県がさら
に発展していきますよう心から祈念申し上げ
まして、お礼の挨拶といたします。

大変この1年間お世話になりました。あり
がとうございました。(拍手)

○橋口海平委員長 これで終了いたします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

午後0時28分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

教育警察常任委員会委員長